



JR 東日本八王子駅パンフ配布処分事件 勝利命令を勝ち取る！

始業時刻前に更衣室にて組合パンフレットを配ったことにより、就業規則違反を取られ嚴重注意処分を受けていた組合員に対し、東京都労働委員会は会社に対して「処分はなかったこととすること」「このことを掲示すること」を命令する勝利判決が出されました。

2018年以降、職場では労務管理の強化と労組対策により、歪み切った会社になってしまいました。私たちは当たり前前の労働運動を規制されることに対して「ダメなものはダメだ」という姿勢で闘いぬいた結果、今回の当たり前前の命令へと繋がっています。しかし、会社は承服しがたいという理由から上部機関へ再度審査を申し立てています。会社の姿勢には怒りを乗り越えて呆れて何も言えません。今後も私たち横浜地本は、同じ思いに立つ全ての仲間と共に運動を展開していきます。

主文（要約）

- ・ 嚴重注意はなかったこととして取り扱わなければならない。
- ・ 会社はこのことを八王子支社管内の各事業場の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

不当労働行為と認定！ 直ちに命令に従うことを強く求める！

健全なJR東日本会社と職場を取り戻そう！